

川崎市子育て短期支援事業実施要綱

平成 16 年 4 月 1 日市長決裁（15 川健児第 1903 号）

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 3 項に規定する子育て短期支援事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（事業目的）

第 2 条 この事業は、保護者の疾病・冠婚葬祭その他の理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護を行い、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 事業の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）宿泊にて養育を行うショートステイ事業
- （2）日中の養育を行うデイスティ事業

（実施主体）

第 3 条 事業の実施主体は、川崎市とする。

（対象者）

第 4 条 事業の対象となる者（以下「児童」という。）は、本市に住所を有し、事業の利用を希望する年度において、原則として、満 12 歳までの者とする。ただし、次の各号に掲げる者は、事業の対象としない。

- （1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）等法令に基づいて、医療機関に収容されるべき者
- （2）前号に掲げるもののほか、医師から疾病のため医療機関で医療を受ける必要があると認められる者
- （3）その他市長が第 6 条に規定する実施施設において養育することが困難であると認められる者

（利用の要件）

第 5 条 事業の利用の要件は、児童の保護者が、次の各号のいずれかの事由に該当する場合とする。

- （1）疾病
- （2）育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等の身体的又は精神的事由
- （3）出産、看護、事故、災害、失踪等の家庭養育上の事由
- （4）冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等の社会的な事由
- （5）その他市長が特に必要があると認めた事由

(実施施設)

第6条 事業は、あらかじめ市長と事業の委託契約を締結した児童福祉施設等（以下「実施施設」という。）で実施するものとする。

(利用期間)

第7条 利用期間は、1回の利用につき7日以内とする。ただし、実施施設が必要であると認めたときは、必要最小限の範囲内で延長することができる。

(利用申込等)

第8条 保護者は、事業を利用するときは、子育て短期支援事業申込書（新規・変更）（第1号様式）及び健康診断書を実施施設に提出しなければならない。なお、別表第1の保護者区分に規定する生活保護世帯及び市県民税非課税世帯等に該当する場合は、そのことを明らかにする書類を添えるものとする。

2 実施施設は、前項の規定による申込書の提出を受けた場合は、その内容を審査の上、子育て短期支援事業の利用の可否を判断し、子育て短期支援（承諾・不承諾）通知書（第2号様式）を発行するものとする。

3 保護者は、事業の利用の内容を変更しようとするときは、子育て短期支援事業申込書（新規・変更）を実施施設に提出しなければならない。なお、利用内容の変更に関する申請を受けた場合の実施施設の手続きは、前項の規定を準用する。

4 第1項及び第3項に規定する申請の提出は、特に緊急を要すると認められる場合は、事後であつても差し支えないものとする。

5 保護者は、利用に際しては、実施施設に児童の健康状態、その他養育上必要な事項について、説明を行わなければならない。また、実施施設は、児童の状況を充分把握のうえ、安全かつ適切な養育に努めなければならない。

(児童の移送)

第9条 実施施設への児童の移送は、原則として、その保護者が行うものとする。ただし、保護者が希望する場合であつて、保護者の心身の状態から、保護者が児童を移送することが困難である場合等、実施施設が必要であると認めた場合は、児童の安全性の確保や利用者の負担軽減等のため、居宅から実施施設等の間や実施施設から保育所や学校等の間について、実施施設の職員が移送を実施することができる。

2 保護者は、移送を利用する場合は、子育て短期支援事業移送利用申込書兼同意書（新規・変更）（第3号様式）を実施施設に提出しなければならない。

3 保護者は、移送の利用を変更しようとするときは、子育て短期支援事業移送利用申込書兼同意書を実施施設に提出しなければならない。

(養育の内容等)

第10条 実施施設は、児童に対する食事の提供、児童の身の回りの世話、その他児童を養育するに当たり特に必要となることを行い、当該児童の健全な発育を保障し、また、その増進に努めるものとする。

2 養育の時間については、別表第2に掲げる時間とし、児童の入退所時間は、午前9時から午後6時まで（乳児院は午後5時まで）とする。

(利用の制限)

第11条 実施施設は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、施設の利用を拒否又は承諾を取消することができる。

(1) 児童が健康診断により「所見あり」と認められたとき

(2) 児童が感染症の疾患を有するとき

(3) 児童が極度の多動性等を有し、集団生活に適さないとき

(4) 児童が専門的な看護、介護を必要とするとき

(5) 児童が児童福祉施設等へ入所措置されるとき

(6) 第5条各号に規定する利用の要件に該当しなくなったとき

(7) 虚偽その他不正な手段により利用の決定を受けたとき

(8) 前各号に掲げるもののほか、実施施設が施設の利用を不適当と認めたとき

2 実施施設は、定員を超える場合のほか、施設管理上支障があるときは、施設の利用を拒むことができる。

(利用料等)

第12条 保護者は、別表第1に掲げる利用料及び利用期間中に実施施設がやむを得ず支払った児童に係る医療費等の経費の実費分を負担するものとする。

2 ショートステイ事業及びデイスティ（全日）事業において養育時間を超過した利用があった場合、実施施設は養育に係る費用の1日分の保護者負担額を保護者利用料として本来の保護者利用料に加えて徴収することができるものとし、デイスティ（半日）事業において養育時間を超過した利用があった場合、実施施設はその超過した時間が児童の入退所時間内のときはデイスティ（全日）事業1日分の保護者負担額を保護者利用料として徴収することができるものとし、その超過した時間が児童の入退所時間を超えたときはショートステイ事業2日分の保護者負担額を保護者利用料として徴収することができるものとする。

(終了報告及び委託料の請求)

第13条 実施施設は、利用期間が終了したときは、子育て短期支援終了報告書（第4号様式）、子育て短期支援事業委託料請求内訳書（第5号様式）、利用料の領収書の写し等を添付の上、

市長に請求するものとする。

- 2 ショートステイ事業及びデイスティ（全日）事業において養育時間を超過した利用があった場合、実施施設は養育に係る費用の1日分の本市負担額を委託料として本来の委託料に加えて請求することができるものとし、デイスティ（半日）事業において養育時間を超過した利用があった場合、実施施設はその超過した時間が児童の入退所時間内のときはデイスティ（全日）事業1日分の本市負担額を委託料として請求することができるものとし、その超過した時間が児童の入退所時間を超えたときはショートステイ事業2日分の本市負担額を委託料として請求することができるものとする。
- 3 第1項の規定により作成することとされている様式については、当該様式に記載すべき事項を記録した電磁的記録をもって代えることができる。

（委託料の支払）

第14条 市長は、前条の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認められたときは、別表第3に掲げる委託料を支払うものとする。

（帳簿の備付）

第15条 実施施設は、関係書類を整備し、保存するとともに、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- （1）入所中の児童の生活状況を明らかにした記録
- （2）入所に係る収入及び支出を明らかにした記録

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、こども未来局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、令和３年６月４日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

（経過措置）

２ 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和４年１０月２５日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、令和７年７月３１日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

（経過措置）

２ 改正前の要綱により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表第 1（第 8 条、第 1 2 条関係）

子育て短期支援事業 保護者利用料

（日額）

年齢区分	事業名	単位	保護者の区分	養育に係る費用 保護者負担額			
				1 人利用	きょうだい利用 （2 人目）		きょうだい利用 （3 人目以降）
					多胎児	多胎児以外	
2 歳未満児・慢性疾患児	ショートステイ事業／ デイステイ事業（全日）	1 日	生活保護世帯	0 円	0 円	0 円	0 円
			市県民税 非課税世帯	900 円	0 円	450 円	0 円
			その他の世帯	4,300 円	0 円	2,150 円	0 円
	デイステイ事業（半日）	半日	生活保護世帯	0 円	0 円	0 円	0 円
			市県民税 非課税世帯	450 円	0 円	220 円	0 円
			その他の世帯	2,150 円	0 円	1,070 円	0 円
2 歳以上児	ショートステイ事業／ デイステイ事業（全日）	1 日	生活保護世帯	0 円	0 円	0 円	0 円
			市県民税 非課税世帯	500 円	0 円	250 円	0 円
			その他の世帯	2,350 円	0 円	1,170 円	0 円
	デイステイ事業（半日）	半日	生活保護世帯	0 円	0 円	0 円	0 円
			市県民税 非課税世帯	250 円	0 円	120 円	0 円
			その他の世帯	1,170 円	0 円	580 円	0 円
共通	移送費	1 日	—	0 円			

備考

- (1) 生活保護世帯には、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養している世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯で、市県民税非課税世帯に該当する場合を含む。
- (2) 市県民税非課税世帯には、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養している世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯及び養育者家庭を含む。ただし、(1)として取り扱われる世帯を除く。
- (3) 児童の年齢の基準日は、利用開始日とする。
- (4) 移送費について、ショートステイ利用期間内に複数回移送を行った場合は、移送を行うごとに児童1人あたり1件として計上する。ただし、同一児童が1日に複数回利用しても1件として計上する。

別表第 2（第 10 条関係）

養育時間

事業区分	乳児院		児童養護施設	
	開始時刻	終了時刻	開始時刻	終了時刻
ショートステイ事業	9 時以降	宿泊後 1 7 時まで	9 時以降	宿泊後 1 8 時まで
デイスティ事業（全日）	9 時以降	1 7 時まで	9 時以降	1 8 時まで
デイスティ事業（前半日）	9 時以降	1 3 時まで	9 時以降	1 3 時まで
デイスティ事業（後半日）	1 3 時以降	1 7 時まで	1 3 時以降	1 8 時まで

別表第3（第14条関係）

子育て短期支援事業 委託料

（日額）

年齢区分	事業名	単位	保護者の区分	養育に係る費用 本市負担額			
				1人利用	きょうだい利用 （2人目）		きょうだい利用 （3人目以降）
					多胎児	多胎児以外	
2歳未満児・慢性疾患児	ショートステイ事業／ デイステイ事業（全日）	1日	生活保護世帯	9,210 円	9,210 円	9,210 円	9,210 円
			市県民税 非課税世帯	8,310 円	9,210 円	8,760 円	9,210 円
			その他の世帯	4,910 円	9,210 円	7,060 円	9,210 円
	デイステイ事業（半日）	半日	生活保護世帯	9,210 円	9,210 円	9,210 円	9,210 円
			市県民税 非課税世帯	8,760 円	9,210 円	8,990 円	9,210 円
			その他の世帯	7,060 円	9,210 円	8,140 円	9,210 円
2歳以上児	ショートステイ事業／ デイステイ事業（全日）	1日	生活保護世帯	5,200 円	5,200 円	5,200 円	5,200 円
			市県民税 非課税世帯	4,700 円	5,200 円	4,950 円	5,200 円
			その他の世帯	2,850 円	5,200 円	4,030 円	5,200 円
	デイステイ事業（半日）	半日	生活保護世帯	5,200 円	5,200 円	5,200 円	5,200 円
			市県民税 非課税世帯	4,950 円	5,200 円	5,080 円	5,200 円
			その他の世帯	4,030 円	5,200 円	4,620 円	5,200 円
共通	移送費	1日	—	1,860 円			

備考

- (1) 生活保護世帯には、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養している世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯で、市県民税非課税世帯に該当する場合を含む。
- (2) 市県民税非課税世帯には、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養している世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯及び養育者家庭を含む。ただし、(1)として取り扱われる世帯を除く。
- (3) 児童の年齢の基準日は、利用開始日とする。
- (4) 移送費について、ショートステイ利用期間内に複数回移送を行った場合は、移送を行うごとに児童1人あたり1件として計上する。ただし、同一児童が1日に複数回利用しても1件として計上する。

子育て短期支援事業申込書（新規・変更）

年 月 日

（宛先）実施施設名

〒

（申込者）住 所 川崎市 区

氏 名

電 話

下記のとおり、関係書類を添えて次のとおり申請します。

世帯構成（利用を希望する児童について○印をしてください）	氏 名		続柄	性別	生年月日	勤務先名・学校名等
			本人			
利用期間	年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分					
申込み理由	☐ 疾病 ☐ 育児疲れ ☐ 慢性疾患児の看病疲れ ☐ 育児不安 ☐ 出産 ☐ 看護 ☐ 事故 ☐ 災害 ☐ 失踪 ☐ 冠婚葬祭 ☐ 転勤・引越 ☐ 出張 ☐ 学校等の公的行事 ☐ その他（ ）					
世帯類型	☐ 母子家庭 ☐ 父子家庭 ☐ 父母以外の養育者家庭 ☐ その他の家庭					
生活保護受給	☐ 有 ☐ 無		市県民税課税状況		☐ 課税 ☐ 非課税	
健康状態						
緊急時の 連絡先	連絡先	①			②	
	電話番号					

- 1 申込み理由欄、世帯類型欄、生活保護受給欄、市県民税課税状況欄の該当する□にレ印をつけてください。
- 2 市県民税非課税世帯、生活保護受給世帯、母子・父子家庭、父母以外の養育者家庭の方は、証明する書類（非課税証明、被保護証明、児童扶養手当の証書の写し、住民票等）を添付してください。
- 3 複数児童の利用を申し込みになる場合には、住民票を添付してください。
- 4 健康診断書を添付してください。

子育て短期支援（承諾・不承諾）通知書

年 月 日

住 所 川崎市 区

氏 名 様

実施施設名

年 月 日に申込みのありました子育て短期支援については、下記のとおり（承諾・不承諾）としましたので通知します。

対象児童名			
性 別	男 ・ 女	生年月日	・ ・ 生
利用施設	住 所		
	名称（氏名）		
利用期間	年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分		
利用単価	円 （1日）		
申込み理由	☐ 疾病 ☐ 育児疲れ ☐ 慢性疾患児の看病疲れ ☐ 育児不安 ☐ 出産 ☐ 看護 ☐ 事故 ☐ 災害 ☐ 失踪 ☐ 冠婚葬祭 ☐ 転勤・引越 ☐ 出張 ☐ 学校等の公的行事 ☐ その他（ ）		
世帯類型	☐ 母子家庭 ☐ 父子家庭 ☐ 父母以外の養育者家庭 ☐ その他の家庭		
生活保護受給	☐ 有 ☐ 無	市県民税課税状況	☐ 課税 ☐ 非課税
不承諾理由			

- 入所日の児童の状態によっては、利用をお断りする場合があります。（例：伝染性疾患等）
また、施設での伝染性疾患等でやむをえず利用をお断りする場合があります。
- 入所日に、利用期間に応じた利用料金を直接施設へお支払いください（退所日に精算いたします）。
- 実施施設がやむをえず支払った医療費等の実費は、退所日に施設へお支払いください。
- 利用期間が変更になる場合は、速やかに連絡してください。
- 児童の入退所は乳児院は9時から17時、児童養護施設は9時から18時までの間で、保護者の方の送迎をお願いします。
- 利用期間中は、施設の指示に従い、施設と密接に連絡をとってください。

子育て短期支援事業移送利用申込書兼同意書（新規・変更）

年 月 日

(宛先) 実施施設名

〒

(申込者) 住 所 川崎市 区

氏 名 (利用児童との続柄:)

電 話

同意事項を確認し、了承した上で次のとおり、申請します。

移送利用児童氏名	移送期間	移送希望日
保護者による 移送が困難な 理由		
○同意事項 1 移送の利用にあたり、実施施設の判断に従います。 2 移送時に事故が発生した場合、実施施設側の安全配慮への義務を怠った場合を除き、実施施設との取り決めに従います。 3 移送利用時に緊急事態が起こった場合、保護者又は緊急時の連絡先へ連絡が入ります。また、状況により、保護者の直接引き取りとなる可能性があります。		
【判断事項】 対応職員		

※太枠内は実施施設が記入すること。

(実施施設:)

子育て短期支援終了報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

〒
住 所

法人名

次のとおり、終了しましたので報告します。

対象児童名					
性 別		男 ・ 女	生年月日	・ ・ 生	
養育期間		年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分			
利用 の 内 訳	利用料の内訳	☐ ショートステイ 円× 日＝ 円 ☐ デイステイ 円× 日＝ 円			
	世帯類型	☐ 母子家庭 ☐ 父子家庭 ☐ 父母以外の養育者家庭 ☐ その他の家庭			
	生活保護受給	☐ 有 ☐ 無	市県民税課税状況		☐ 課税 ☐ 非課税
	きょうだい減免	☐ 有 ☐ 一部有 ☐ 無	☐ 2人目 ☐ 3人目以降 ☐ 多胎児		
	利用理由	☐ 疾病 ☐ 育児疲れ ☐ 慢性疾患児の看病疲れ ☐ 育児不安 ☐ 出産 ☐ 看護 ☐ 事故 ☐ 災害 ☐ 失踪 ☐ 冠婚葬祭 ☐ 転勤・引越 ☐ 出張 ☐ 学校等の公的行事 ☐ その他 ()			
	移送	☐ 居宅→施設 ☐ 施設→居宅 ☐ 施設→学校等 ☐ 学校等→施設	☐ 車 ☐ 徒歩 ☐ バス ☐ 電車 ☐ タクシー ☐ その他 ()		○移送日
入所養育中の概要					
備 考					

- 1 移送利用の場合は、子育て短期支援事業移送利用申込書兼同意書（新規・変更）（第3号様式）の写しを添付すること。

(実施施設：)

子育て短期支援事業委託料請求内訳書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

〒

住 所

法 人 名

次のとおり請求します。

請求金額 ￥ 円

ただし、子育て短期支援事業 年 月分として (実施施設:)

○ショートステイ			
内 訳	世帯	円×延べ	日＝ 円
小 計			円
○デイスティ			
内 訳	世帯	円×延べ	日＝ 円
小 計			円
移送対応		1,860 円×延べ	日＝ 円
合 計			円

請求書には、次のものを添付してください。

- (1) 子育て短期支援事業委託料請求内訳書
- (2) 子育て短期支援事業終了報告書
- (3) 領収書の写し等、委託料算定区分のわかるもの
- (4) 移送対応の際に公共交通機関やタクシーを利用した場合は、領収書やレシート等